

戸沢村一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

令和 7 年 3 月
山形県戸沢村

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の期間.....	3
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画対象区域.....	3
第2章 地域の概況.....	4
1 位置・地勢.....	4
2 人口・世帯数.....	4
3 産業.....	4
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	6
1 ごみ処理体制.....	6
(1) ごみの分別区分.....	6
(2) ごみの排出形態.....	7
(3) 収集運搬体制.....	7
(4) 処理・処分.....	7
(5) 中間処理施設及び最終処分場の概要.....	8
(6) ごみ処理費.....	9
2 ごみ処理の実績.....	10
(1) ごみ排出量の推移.....	10
(2) 家庭系ごみの排出状況.....	11
(3) 事業系ごみの排出状況.....	12
3 ごみの減量化・再生利用の取り組み.....	13
(1) 集団資源回収.....	13
(2) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集.....	13
(3) 小型家電回収実績.....	14
(4) 生ごみ処理機等普及事業.....	14
4 ごみ処理の課題.....	15
(1) 家庭系ごみの減量.....	15
(2) 分別収集の徹底.....	15
(3) リサイクル率の向上.....	15
第4章 将来のごみ予測.....	16
1 将来人口の予測.....	16
2 総ごみ発生量の予測.....	17
第5章 基本方針.....	18
1 基本理念及び目標.....	18
2 基本方針.....	18

3	ごみの減量化と資源化の目標	19
(1)	家庭系ごみ	19
(2)	事業系ごみ	19
(3)	リサイクル率.....	19
4	村民・事業者・村の役割	21
(1)	村民の役割	21
(2)	事業者の役割.....	21
(3)	村の役割	22

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、生産、流通、消費、そして廃棄物処理の過程で多くの資源・エネルギーを消費し、多大な環境負荷をもたらしています。先人が築いてきた自然豊かで美しい環境を子や孫の代まで長く継続するには、一人ひとりがライフスタイルを見直し、より環境へ配慮した生活へと転換していかなければなりません。

本計画は、村民・事業者・行政がそれぞれの役割や責任を自覚しながら、循環型社会の実現に向けて取り組んでいくための指針として策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

目標の達成状況を検証し、概ね5年後に見直しを行うこととします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」に基づくもので、「戸沢村総合計画」及び「戸沢村農村環境基本計画」を上位計画として、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」等の関連法に従い、資源循環型社会の形成に向けた道筋を示すものです。また、本計画は、一般廃棄物処理実施計画や分別収集計画の指針となるものです。なお、生活排水の処理に関しては、「戸沢村生活排水処理基本計画」に定めています。

4 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本村全域とします。

○収集運搬区域の面積及び人口

収集運搬区域 (km ²)	人口(人) / 上段 世帯数(世帯) / 下段	
	総人口	処理区域内人口
261.31	3,947	3,947
	1,540	1,540

(令和6年3月末住民基本台帳)

第2章 地域の概況

1 位置・地勢

本村は、山形県の北部、最上地方に位置し、東は新庄市、西は庄内町、南は大蔵村、北は鮭川村と酒田市に接しており、東西18km、南北23kmに広がり、面積は 261.31 km²です。

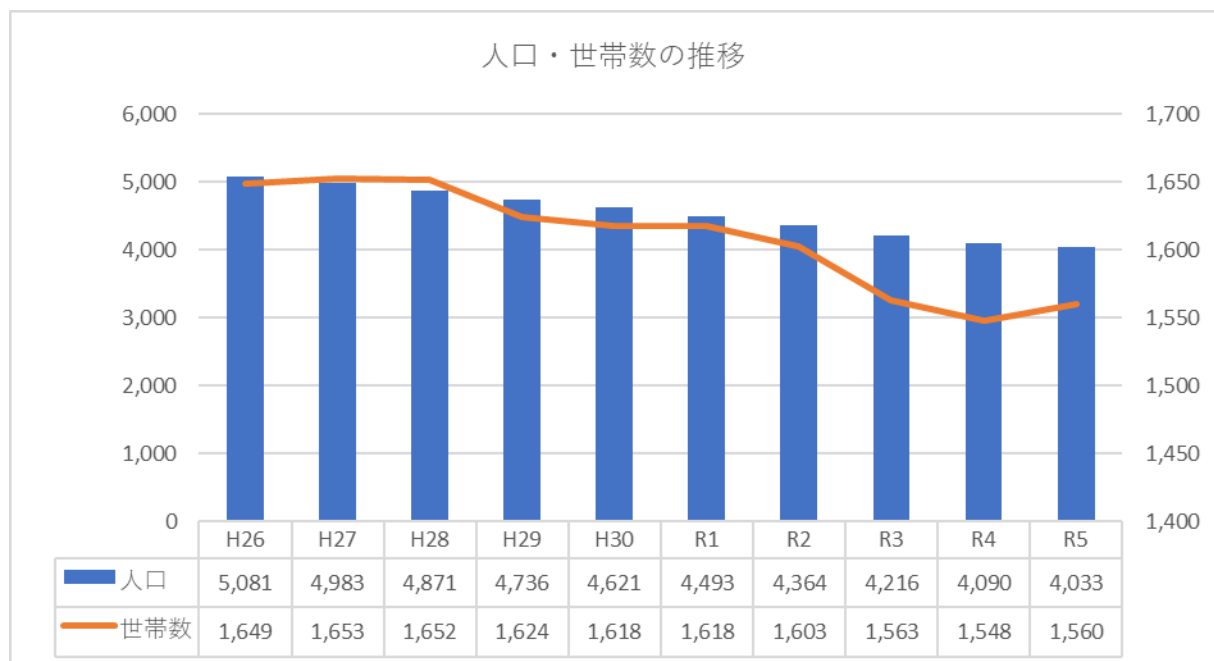
村の中央部を東西に貫流する最上川に、北部から鳥海山系を水源とする鮭川、濁沢川が、南部から月山系を水源とする角川が合流しています。

また、1年間のうち約4か月間は降積雪に見舞われる寒冷の地です。

2 人口・世帯数

本村の人口推移をみると、令和5年10月1日現在の人口は4,033人であり、平成26年から1,048人減少しています。

世帯数の推移をみると、令和6年10月1日現在の世帯数は1,560世帯であり、平成26年から89世帯減少しています。



※国の一般廃棄物実態調査では、10月1日現在の人口を用いて算出しており、本計画においてもこの数値を基準とします。

3 産業

本村における事業所数、従業者数をみると、平成28年から令和3年の5年間で25事業所、83

人減少しています。

令和3年における事業所数を産業(大分類)別にみると、「建設業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「製造業」の順となっています。従業員数は、「建設業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「製造業」の順となっています。

○産業大分類別事業所数、従業者数（民営）

産業大分類		平成28年		令和3年	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数		218	1,236	193	1,153
第1次産業	農林漁業	2	12	4	41
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	47	358	42	325
	製造業	30	252	22	202
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
	情報通信業	1	1	-	-
	運輸業、郵便業	6	58	7	59
	卸売業、小売業	46	149	36	132
	金融業、保険業	2	2	-	-
	不動産業、物品賃貸業	1	5	1	3
	学術研究、専門・技術サービス業	3	7	3	5
	宿泊業、飲食サービス業	15	74	16	57
	生活関連サービス業、娯楽業	25	50	20	38
	教育、学習支援業	2	2	2	3
	医療、福祉	15	189	16	220
	複合サービス事業	6	34	5	26
	サービス業（他に分類されないもの）	17	43	19	42

（出典：経済センサス）

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体制

(1) ごみの分別区分

戸沢村から排出される家庭系ごみの分別区分、内容及び収集方法は以下の表のようになります。

○家庭系ごみの分別区分

区 分		内 容	収集方法
燃やせるごみ		紙類、生ごみ、小枝・枝切れ、布、皮革、おむつ、ビニール・プラスチック、ナイロン等	ステーション方式
燃やせないごみ		ガラス、せともの、金属類、蛍光灯、刃物、ライター、乾電池等	
資源物	ビン	茶色ビン、無色透明ビン、その他色ビン	
	ペットボトル	PETマークのついたペットボトル	
	缶	アルミ缶、スチール缶、カセットボンベ、スプレー缶、その他食品の缶	
	紙パック	牛乳等の紙パック	
	食品トレー	発泡性食品トレー（プラスチックマーク（PE、PP、PS）のついたもの）	
	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ	集団資源回収イベント回収
粗大ごみ		家電製品（家電リサイクル法に基づくものは除く）、家具、寝具、自転車等（可燃ごみ・不燃ごみの指定袋に入らない大きさのもの）	戸別収集
使用済み小型家電		指定品目	役場窓口イベント回収

(2)ごみの排出形態

家庭系ごみの排出形態及び収集回数は次のとおりです。ごみの分別や排出の方法については、「ごみの分け方と出し方」や「ごみ収集カレンダー」を全戸配布し村民に対する周知を行っています。ごみステーションは村内に117カ所設置されており、日常的な管理は各地区会(衛生組合)が行っています。

○家庭系ごみの収集形態

区分		収集頻度	収集方法	排出形態
燃やせるごみ		2回/週	ステーション方式	指定ごみ袋
燃やせないごみ		1回/月		指定ごみ袋
乾電池・ライター		1回/月		コンテナ
資源物	ビン	2回/月		コンテナ
	ペットボトル	2回/月		コンテナ
	空き缶	2回/月		コンテナ
	食品トレー	1回/月		青網袋
	紙パック	2回/月		紙ひもで縛る
粗大ごみ		3回/年	戸別収集	ステッカー貼付

(3)収集運搬体制

家庭系ごみの収集運搬は、民間業者2社に委託して実施しています。

事業系ごみは、事業者自らが運搬するか、あるいは事業者が依頼した許可業者が収集して搬入するかのいずれかの方法がとられています。

※「許可業者」とは、戸沢村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条により、村が業として収集運搬を行おうとする者に対し、廃棄物処理法に基づいて許可を与えた者のことです。

○一般廃棄物等収集運搬業等許可業者

許可項目	許可業者数
一般廃棄物収集運搬業許可（ごみ）	6
一般廃棄物収集運搬業許可（し尿）	2
浄化槽清掃業許可	2

(4)処理・処分

可燃ごみは、最上管内8市町村で構成する最上広域市町村圏事務組合の焼却施設(エコプラザもがみ)に搬入後、焼却処分しています。この時に発生する焼却残渣は、埋め立て処理をしています。

不燃ごみと粗大ごみは、最上広域市町村圏事務組合の中間処理施設(リサイクルプラザもが

み)に搬入し、選別作業により金属資源、可燃ごみ、不燃ごみに分別され、それぞれ資源化、焼却、埋め立て処理が行われています。

資源物(缶、びん、ペットボトル)は、選別作業後に売却や引き渡しが行われ再資源化を図っています。

食品トレーは、福祉施設で選別後リサイクル業者へ引き渡しが行われ、再生トレー製造・原料化されます。

(5)中間処理施設及び最終処分場の概要

①ごみ焼却施設

名称 : エコプラザもがみ(鮭川村大字川口字泉川前山 2759-27)

能力 : 90t/24 時間(45t/24 時間×2炉)

焼却炉形式 : 全連続燃焼式焼却(ストーカ式)

供用開始年月 : 平成15年4月(平成14年11月より一部供用開始)

②リサイクル施設

名称 : リサイクルプラザもがみ(舟形町富田字桧原沢 3471-31)

能力 : 42t/5 時間

方式 : 機械選別及び手選別

供用開始年月 : 平成10年4月

③最終処分場

名称 : リサイクルプラザもがみ(舟形町富田字桧原沢 3471-31)

能力 : 埋立面積 21,200 m² 埋立容量 197,000 m³

処理方式 : サンドイッチ工法

供用開始年月 : 平成10年4月

(6)ごみ処理費

①戸沢村におけるごみ処理経費負担

本村のごみ処理に要する、収集・運搬に係る経費及び最上広域市町村圏事務組合負担金額は次のとおりとなっています。令和5年度の村民1人あたりの負担額は 19,823 円になり、増加傾向にあります。

○ごみ処理経費負担額の推移

	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
収集運搬委託料	千円	15,231	15,953	16,100	16,463	16,463	16,463
組合分担金（エコプラザ）	千円	30,790	34,372	39,397	38,523	38,593	47,609
組合分担金（リサイクルプラザ）	千円	17,707	15,499	12,744	12,192	13,089	15,874
組合分担金合計	千円	48,497	49,871	52,141	50,715	51,682	63,483
ごみ処理経費合計	千円	63,728	65,824	68,241	67,178	68,145	79,946
人口	人	4,621	4,493	4,364	4,216	4,090	4,033
世帯数	世帯	1,618	1,618	1,603	1,563	1,548	1,560
1人あたり負担額	円	13,791	14,650	15,637	15,934	16,661	19,823
1世帯あたり負担額	円	39,387	40,682	42,571	42,980	44,021	51,247

②ごみ処理手数料

ごみ処理に関する手数料は、次のとおりです。

○ごみ処理手数料（戸沢村）

区分		サイズ	手数料
もやせるごみ	中	縦70cm×横50cm	40円
	大	縦80cm×横65cm	50円
もやせないごみ	大	縦80cm×横65cm	50円
粗大ごみ		品目による	500円
			1000円
			2000円

○ごみ処理手数料（最上広域市町村圏事務組合）

区分	単位	手数料	適用
可燃ごみ等の焼却処分を行う場合	10kgにつき	180円	エコプラザもがみに自己搬入して処分する場合の手数料
不燃ごみ・粗大ごみ等の処分を行う場合			リサイクルプラザもがみに自己搬入して処分する場合の手数料

（令和6年4月現在）

2 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量の推移

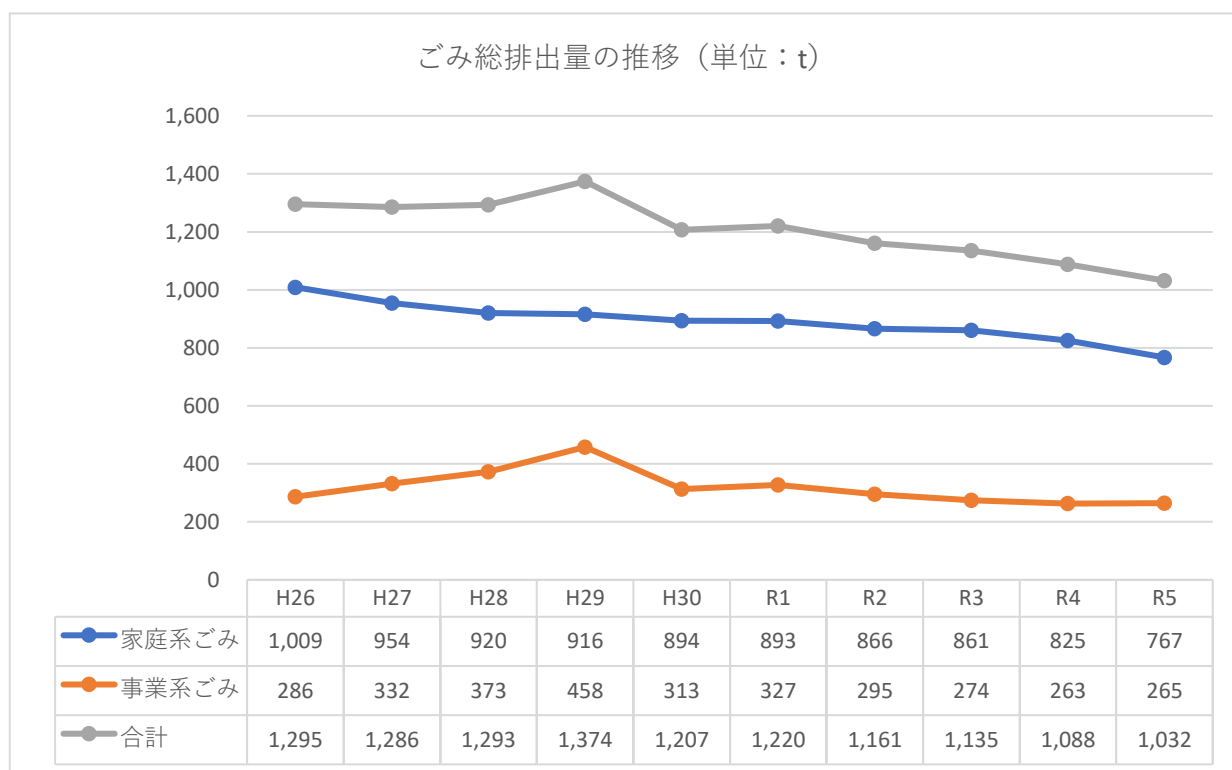
本村のごみ総排出量は平成29年度に一時的に増加しましたが、この10年間は減少傾向にあります。

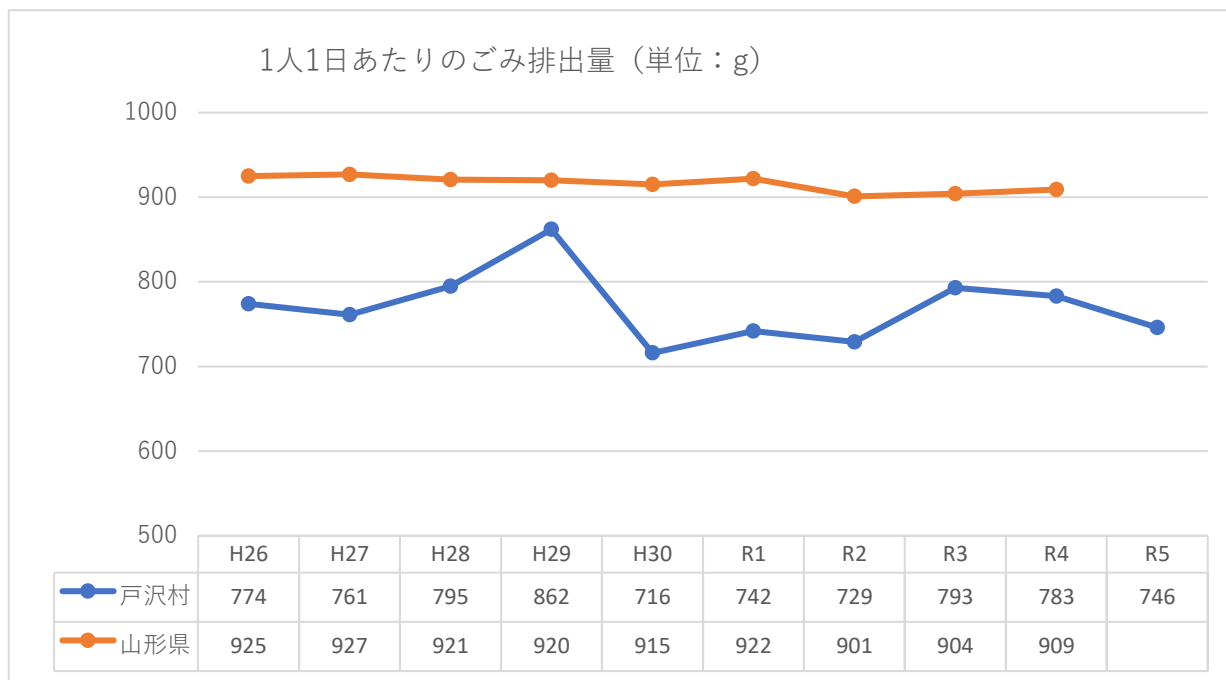
家庭系ごみの排出量をみると、減少傾向にあり、令和5年度の排出量は753tと平成26年度から256t減少しています。

事業系ごみの排出量をみると、平成29年度までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じ、ほぼ横ばいで推移しています。

1日1人当たりのごみ排出量はコロナ禍の影響もあり減少しましたが、令和3年度以降は経済回復に伴い増加傾向にあります。

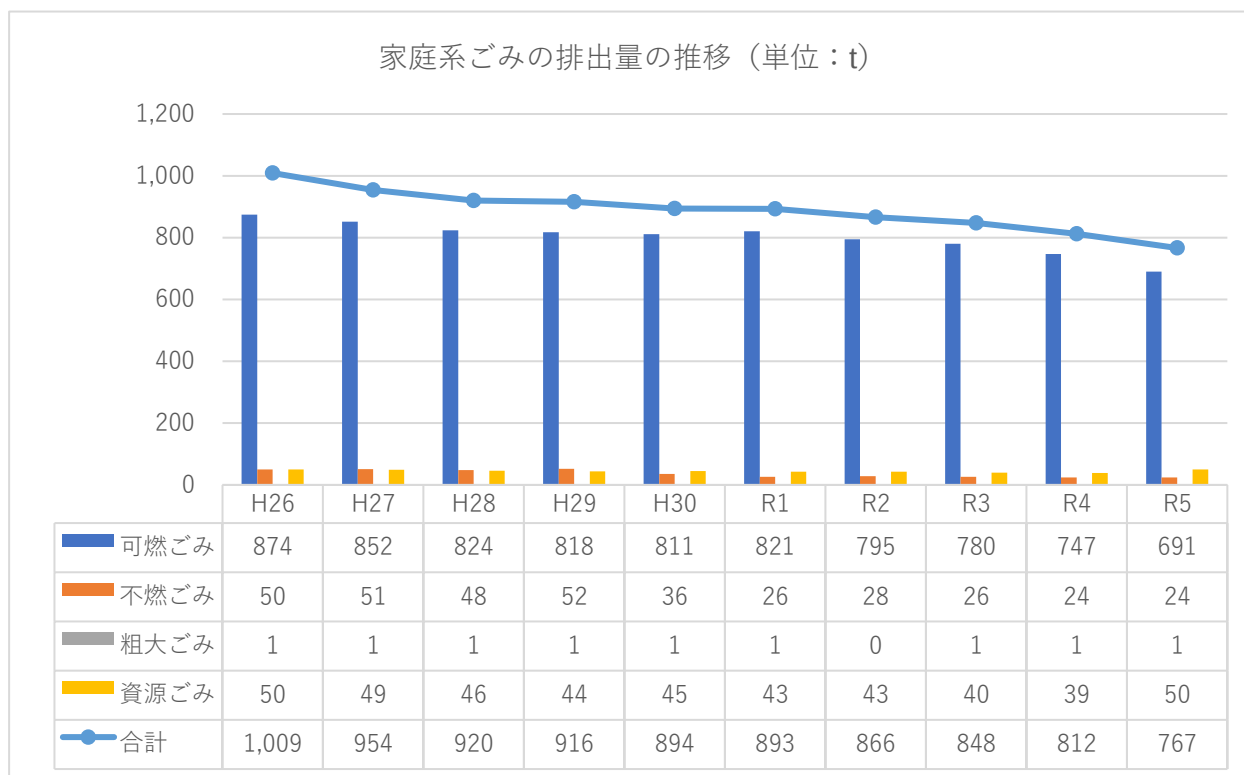
※1人1日あたりのごみ排出量＝(計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量)／全人口／年間日数





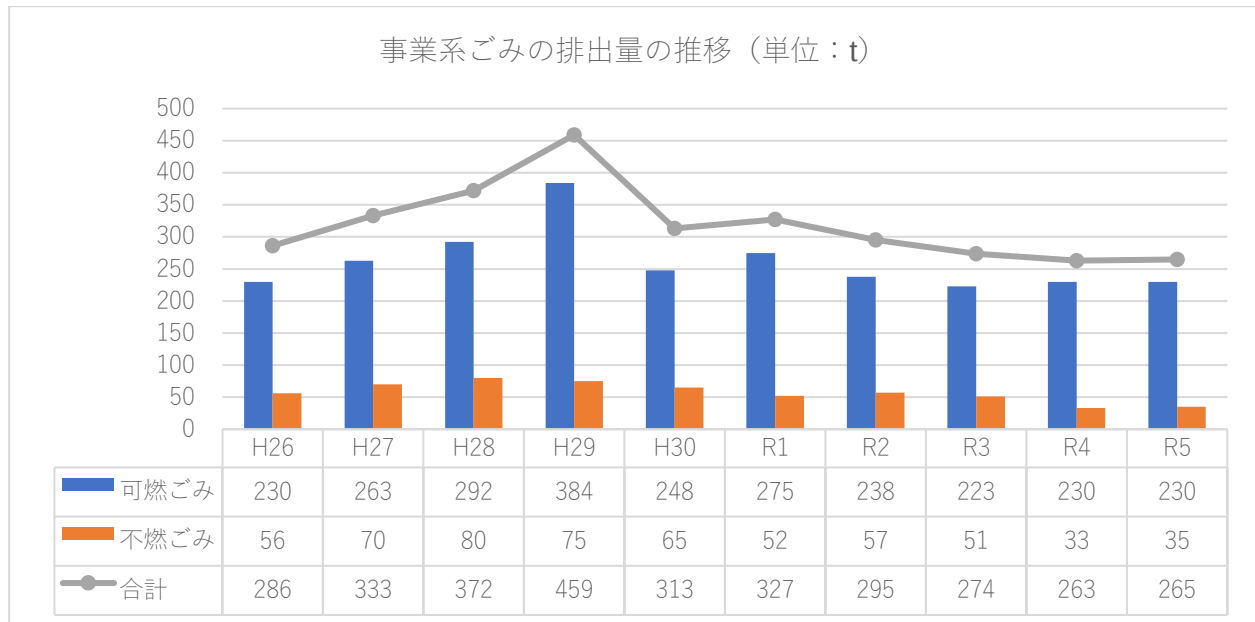
(2)家庭系ごみの排出状況

家庭系ごみの量は、ごみ総排出量の7割以上を占めています。また家庭系ごみの排出内訳をみると、「可燃ごみ」が9割以上を占めています。人口減少に伴い「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」いずれも減少傾向にあります。



(3)事業系ごみの排出状況

事業系ごみは排出量の約8割以上を可燃ごみが占めており、平成29年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。



3 ごみの減量化・再生利用の取り組み

(1) 集団資源回収

本村では、ゴミの削減と資源の有効利用を推進し、併せて環境ボランティア団体の育成を図ることを目的に、集団資源回収を実施した団体に奨励金を交付しています。現在実施団体は戸沢学園 1 校のみとなっており、回収量は年々減少しています。

日常生活から発生するごみの中から、自分たちで資源物を分別回収する活動は、児童生徒の環境教育の現場となり、地域の方々の環境意識の高揚にもつながるため、今後も事業を継続していけるように奨励金の見直しなど対策を講じていきます。

○集団資源回収の回収量及び奨励金の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新聞紙 (kg)	65,460	58,610	59,840	56,320	61,220	47,890	45,830	42,520	40,180	32,750
雑誌 (kg)	34,660	33,450	30,520	26,320	25,510	21,790	25,240	16,910	16,380	13,860
段ボール (kg)	30,720	28,610	24,290	22,980	24,640	21,640	24,160	22,570	20,900	19,750
紙パック (kg)	290	270	240	300	210	180	200	160	200	200
ビン (本)	12,224	10,638	9,678	7,629	8,394	6,289	4,954	2,395	2,464	1,660
アルミ (kg)	1,080	912	925	806	1,030	760	860	820	820	840
奨励金 (千円)	512	471	447	411	433	355	368	375	354	304

(2) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集

平成9年に容器包装リサイクル法が一部施行されたことから、平成10年度からビン、缶、ペットボトルを資源物として回収しています。容器包装リサイクル対象品については、最上広域市町村圏事務組合が窓口となり、日本容器包装リサイクル協会へ委託し資源化されています。

また、食品トレーは平成22年からモデル地区として古口地区でステーション回収を開始し、平成25年度から全地区に展開しています。回収した食品トレーは新庄市内の福祉施設で選別後トレーメーカーに引き渡しが行われ、そこでペレット化されリサイクルトレーを製造しています(食品トレーリサイクルシステム)。

この取り組みは新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進協議会において最上8市町村連携した取り組みとして行われており、ごみの減量化や資源化が図られるだけでなく、障がい者の就労の場ともなっています。

○容器包装廃棄物収集実績 (単位: t)

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
缶	スチール	4.5	3.2	3.2	3.1	2.5	2.8	3.4	2.0	1.7	1.8
	アルミ	3.9	4.4	4.5	3.8	4.8	3.6	4.1	3.8	3.3	5.2
ビン	無色	6.6	6.3	6.2	5.5	5.1	5.6	4.3	7.3	5.5	4.9
	茶色	15.3	14.1	14.6	10.6	13.0	11.3	11.5	9.2	10.4	10.6
	その他	5.0	7.1	5.1	5.8	6.0	3.0	5.7	3.1	3.6	4.7
ペットボトル		8.2	8.8	8.6	6.9	7.8	7.0	7.3	7.0	7.1	6.8
紙パック		0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
食品トレー		0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
合計		44.1	44.6	42.8	36.3	39.5	33.9	36.7	32.6	31.9	34.3

(3)小型家電回収実績

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されたことにより、本村でも平成26年度より使用済み小型家電の回収を行っています。役場に回収ボックスを設置し常時回収しているほか、年2回のイベント回収においても回収しています。

回収した小型家電は引取り契約業者より売却され適正な再利用の処理がなされています。

○小型家電回収実績（単位：kg）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小型家電	440	332	386	249	405	645	920	1,140	453	1,160

(4)生ごみ処理機等普及事業

本村では衛生組合連合会と連携して可燃ごみの減量化と有機物の自然循環に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器(コンポスター)の購入費補助を行っています。

4 ごみ処理の課題

(1) 家庭系ごみの減量

家庭系ごみの排出量は人口減少に伴い年々減少傾向にありますが、可燃ごみの組成成分の約50%を水分が占めています。組成成分中の水分の比率を減少させることで収集運搬や焼却処理の効率を上げることができ、それに伴い経費の削減にもつながります。そのためには水切りの徹底や生ごみの肥料化など身近なところから取り組めることから普及させていくことが重要です。

家庭系燃やせるごみは、紙、布類、プラスチック、生ごみといった日々の生活の中で排出されるものです。一人ひとりの減量化に対する意識啓発や食品ロス削減などの取組を強化していく必要があります。

(2) 分別収集の徹底

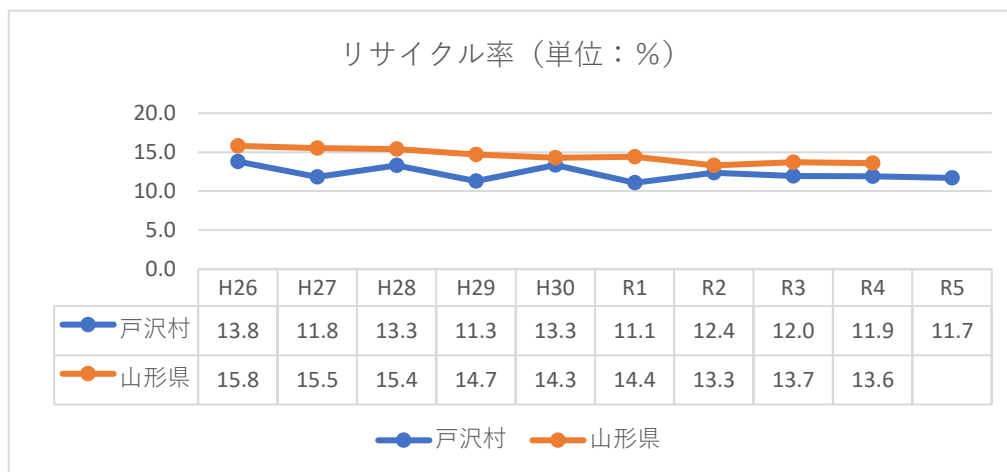
ごみの分別については、広報やホームページ、全戸配布のごみ収集カレンダー、ごみの分け方と出し方のチラシ、衛生組合連合会を通じた周知活動等を行いルール of 徹底を図ってきました。また、分別されずに出されたごみや適切な措置が講じられていないごみには「ルール違反ステッカー」を貼付して収集しないなどの方法で注意を促してきました。

しかし、指定日以外にごみを出すことや分別しないでごみを出すなどの不適正なごみの搬入は依然として確認されるため、今後も取り組みの強化を継続していく必要があります。

(3) リサイクル率の向上

令和4年度における戸沢村のリサイクル率は11.9%で県平均の13.6%を下回っています。限りある天然資源の浪費を抑制し、環境への負荷を軽減するためには、さらにリサイクル率を向上させる必要があります。

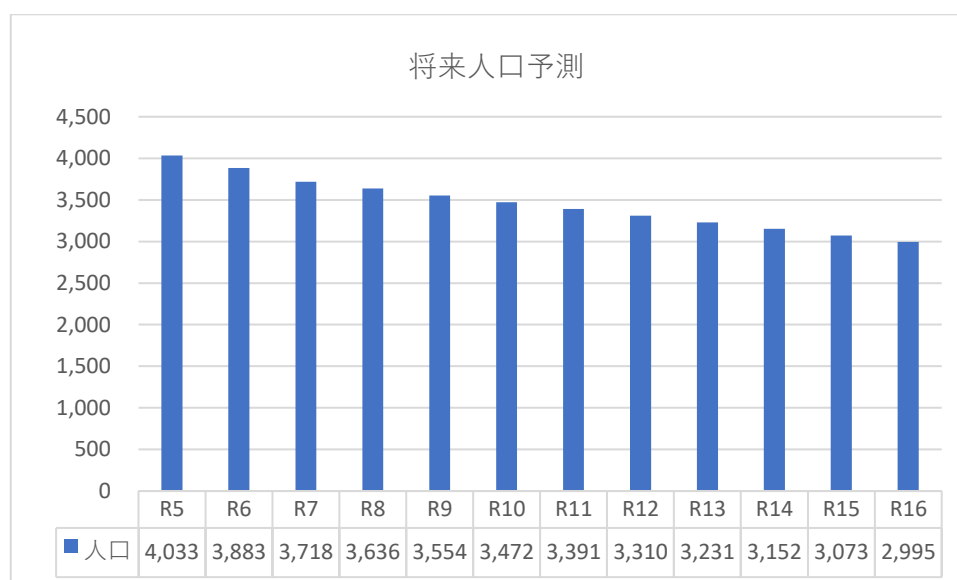
令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」が施行され、市町村はプラスチック使用廃棄物の分別収集、再商品化が求められています。容器包装プラスチック以外のプラスチック製品のリサイクルについて、最上広域市町村事務組合及び構成市町村等と連携し取り組みを推進する必要があります。



第4章 将来のごみ予測

1 将来人口の予測

本村の人口は、昭和30年以降減少し続けており、令和6年に4,000人を切り、今後も減少傾向が継続することが予測されます。

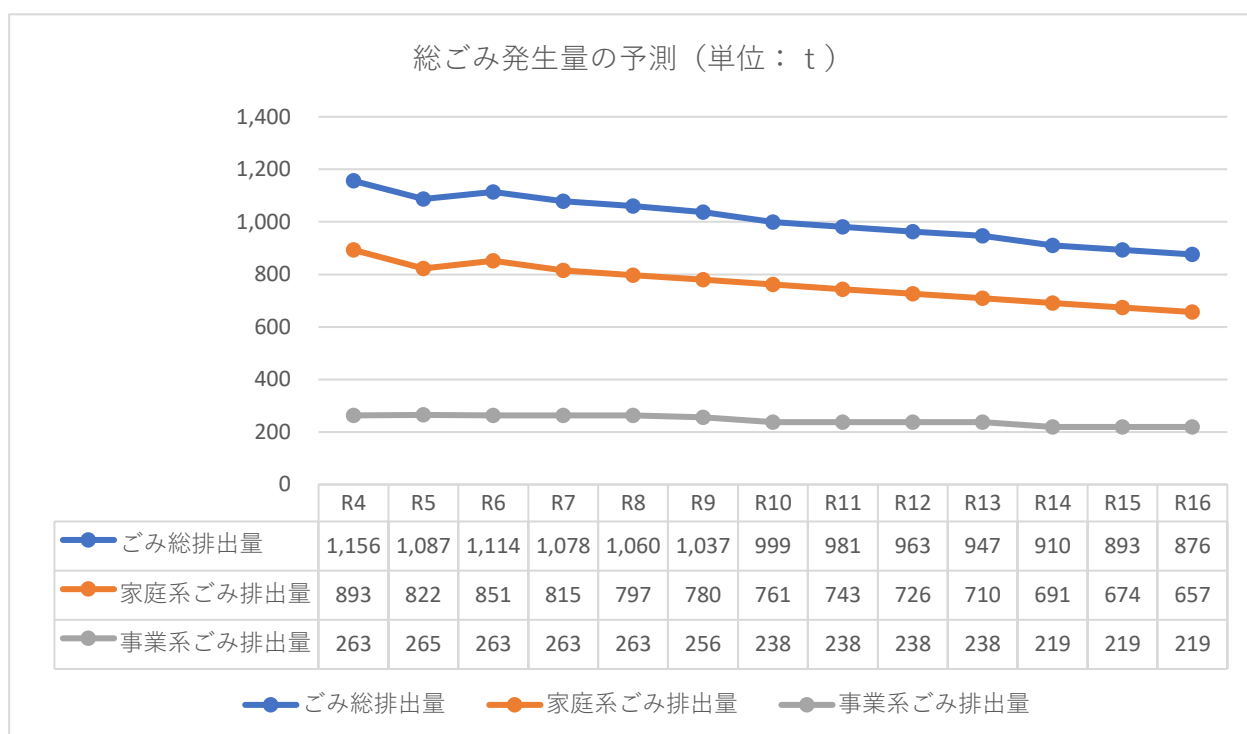


令和7年度以降は推計値（単位：人）

2 総ごみ発生量の予測

ごみの発生量を予測するには、将来の予測人口に1人1日あたりの発生量である発生源単位の予測量等に乗じて算出する発生源単位法が現在最も多く用いられています。

本村では中長期的には、産業構造やごみ処理方法の大幅な変化が見込まれないことから、人口の減少とともにごみの発生量も減少傾向が続くと予想されます。基準年(R4)と同じ発生源単位の値で推移した場合の予測量は下記のとおりであり、総ごみ発生量は、中間年度である令和11年度で981t、目標年度である令和16年度には876tに減少すると予測されます。



第5章 基本方針

1 基本理念及び目標

ごみの減量とリサイクルの推進は、環境への負荷の軽減や資源の有効利用など地球環境保全のうえからも重要な課題となっています。

このため、これからのごみ処理は、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)のいわゆる3Rを基調とした適切な体制を構築し、循環型のまちづくりを目指して推進していかなければなりません。

また、戸沢村農村環境保全条例に定めるとおり、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の世代に引き継いでいくためには、行政のみならず、村民も事業者も互いに協働しながら、それぞれの役割と責任を果たし、社会全体で取り組んでいく必要があります。

本計画において、基本目標を次のように設定し、施策を進めていきます。

基本目標 「環境にやさしい循環型のまちづくり」

2 基本方針

目標を達成するためのごみ処理の基本方針は次のとおりとします。

(1) 限りある資源を大切に使い、廃棄物の原料と再生利用を促進する資源循環型社会の構築をめざします。

- ①ごみの原因となるものを必要以上に購入しない、ものを大切に使う生活をする等の活動を推進し、引き続きごみの発生抑制に取り組みます。
- ②ごみの分別を徹底して、資源物を回収するほか、集団資源回収や拠点回収の充実を図り、資源物のリサイクルに努めます。

(2) 廃棄物の処理については、環境を損なうことなく適正に行われるよう、その対策を推進します。

- ①ごみの分別、収集、運搬、処分については関係法令の遵守はもとより、安全性に十分配慮します。
- ②不法投棄を防止するため、地域と一体となった活動を展開します。

3 ごみの減量化と資源化の目標

村民・事業者・村が共通の認識のもと、ごみの発生・排出の抑制に取り組んでいくために目標値を設定し、更なるごみの減量及び資源化を図っていくこととします。

(1) 家庭系ごみ

令和16年度(目標年度)の家庭系ごみの排出量は、同年度の予測量 657tに対し7%減少させ、611tとすることを目標とします。また、1人1日あたりの排出量は、令和16年度において560gに減量します。

○家庭系ごみ排出量の目標値

		令和4年度 (実績値)	令和11年度 (中間年度)	令和16年度 (目標年度)
排出予測量	t	893	743	657
減量化目標率	%	-	5	7
減量化目標量	t	-	37	46
目標達成後の排出量	t	-	706	611
1人1日あたりの排出量	g	598	570	559

(2) 事業系ごみ

令和16年度(目標年度)の事業系ごみの排出量は、同年度の予測量 219tに対し7%減少させ、204tとすることを目標とします。

○事業系ごみ排出量の目標値

		令和4年度 (実績値)	令和11年度 (中間年度)	令和16年度 (目標年度)
排出予測量	t	263	238	219
減量化目標率	%	-	5	7
減量化目標量	t	-	12	15
目標達成後の排出量	t	-	226	204

(3) リサイクル率

直接資源化量(イベント回収等での古着、小型家電、古紙等の回収)、中間処理再生利用資源(最上広域に持ち込まれ資源化されるもの)と集団資源回収の量を資源化量とし、ごみ総排出量で除した値をリサイクル率(資源化率)としています。

令和16年度(目標年度)の目標値を20%と設定して資源化と減量化の推進を図っていきま

す。

○リサイクル率の目標値

	令和４年度 (実績値)	令和11年度 (中間年度)	令和16年度 (目標年度)
リサイクル率 %	11.9	15.0	20.0

4 村民・事業者・村の役割

ごみの減量化・資源化の推進にあたっては、村民・事業者・村の協働が不可欠であることから、各主体は、それぞれが担う役割を自覚し、現在の取り組みをさらに進める必要があります。

(1) 村民の役割

村民は、環境に関する知識と理解を深め、ごみの減量化・資源化、環境への配慮を意識し、消費者として、ごみの排出者として率先してごみの発生抑制に努めます。そのためには、ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の3R に積極的に取り組み、大量消費や使い捨てのライフスタイルから環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ります。また、資源化を促進させるため、ごみを分別してリサイクル回収ルートを活用し、集団資源回収に参加するとともに、村が実施する分別収集に協力します。村民が取り組みを実施することは、環境の保全やごみの減量化・資源化の推進を加速させ、「循環型社会」構築の大きな原動力となります。

【具体的な取り組み】

①ごみの分別・減量化の推進

分別収集等、村が実施するイベント回収や使用済み小型家電の拠点回収、集団資源回収等に積極的に参加するとともに、生ごみの水切りの徹底や家庭用コンポスト容器の活用など家庭でできる減量化に積極的に取り組みます。

②プラスチックごみ削減の推進

買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を求めないようにします。また使い捨てのプラスチックの使用を控え、簡易包装製品の購入に配慮します。

③環境に配慮した商品の利用

寿命の長い商品や詰替えできる商品、リサイクルすることに配慮された商品を購入(グリーン購入)するなどして、地球環境に配慮した商品を選択します。

④食品ロス削減の推進

一人ひとりが、買い物時に「買いすぎない」、調理時に「作りすぎない」、外食時に「注文しすぎない」、そして「食べきる」ことを意識し、食品ロス削減に取り組みます。

⑤店頭回収の利用

再資源化を図るため、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収の積極的な利用に努めます。

⑥集団資源回収への参加・協力

地域や学校が実施する集団資源回収に積極的に参加し、資源の有効活用に努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動におけるすべての過程において、環境に配慮した取り組みを実践します。

事業活動に伴って生じるごみは、自らの責任における適正処理を行い、使い捨て商品・容器の製造・販売の自粛や包装の適正化などの徹底を進め、さらに資源化可能な製品の開発、再生

資源の原材料として利用の促進及び廃棄を前提としない商品の製作などの取り組みを図っていきます。

【具体的な取り組み】

①事業系ごみの適正処理

事業活動に伴って生じるごみは資源化・減量化を図り、自己の責任において適正に処理します。

②資源化・減量化計画の策定

大量にごみを排出する事業者は減量化計画を策定し、排出抑制、資源化及び再利用に努めます。

③製造段階における排出抑制

使い捨て製品の製造を自粛し、寿命の長い製品やリサイクル可能な製品など環境に配慮した製品の製造を心がけます。また、製品が使用後に分別収集されやすいように材質を表示し、流通・販売業者と協力して資源回収体制についても整備を行います。

④流通・販売段階における排出抑制

使い捨て製品の販売を自粛し、可能な限り包装材の使用抑制に努め、簡易・適正包装を推進します。また、修理可能な製品については、安易に廃棄処分されないような修理体制の充実に努めます。

⑤ごみの資源化・減量化の啓発

製品や広告等に、製品をごみとして排出する際に必要な資源化・減量化に関する内容を盛り込むなど、消費者に対してごみ減量意識の啓発を図ります。

(3)村の役割

村は、村民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動に繋がるよう、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。また庁舎や学校等公共施設内において、ごみの排出者として住民・事業者の模範となるように取り組みを率先して行います。

【具体的な取り組み】

①教育・啓発活動の充実

広報やホームページを活用し、本村のごみ排出量の推移や現状を周知し、ごみ減量への意識向上を図ります。また、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、地域や学校、各種団体等と連携し環境教育を推進します。

②生ごみリサイクルへの支援

家庭での生ごみ処理機を普及させるため、村衛生組合連合会と連携し、生ごみ処理機購入の補助を行います。

③集団資源回収の促進

地域における集団資源回収の促進を図るため、実施団体に対し回収量に応じた奨励金を交付します。

④事業者に対する減量化・資源化等の啓発

事業系ごみの排出実態を把握し、3R によるごみの発生抑制について普及・啓発に努めます。またリサイクル製品やエコマーク等のグリーン購入や製品等の長期使用による、ごみの減量化・資源化の推進を図ります。

⑤ごみの適正処理

村民に対して「ごみの分け方と出し方」や「ごみ収集カレンダー」を全戸配布して、適正分別・適正排出の徹底を図ります。適正処理困難物については、関係機関及び関係事業者と連携して処理ルートを明確にし、排出者に対して適正処理の周知徹底を図ります。

⑥率先した行政の取り組みの推進

村内事業所の模範となるよう、庁舎や公共施設等における資源ごみの分別収集を率先して実施するとともに、業務を進めるにあたり必要となる物品・役務等の調達について、環境に配慮した調達（グリーン購入）を推進します。

⑦災害廃棄物への対応

災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物への適切な対応を図ります。また、関係機関、近隣自治体及び民間団体等と連絡・調整を行い、災害廃棄物処理に対する支援・協力体制を構築します。

⑧不法投棄防止対策の強化

村衛生組合連合会と連携し、不法時監視パトロールを今後も継続して、地域住民と共に不法投棄防止の強化に努めます。また広報や不法投棄防止ののぼり旗の設置により、不法投棄防止の啓蒙を図るとともに違反者に対しては厳重な指導を行います。投棄者が判明しない大規模不法投棄については、地域住民や警察等の関係機関の協力を得るなどして原状回復に努めます。